

## 【独立役員Q&A】

Q . 「事前相談要件（上場管理等に関するガイドラインⅢ 5.（3）の2に列挙されている要件をいいます。以下同じ。）」に該当しない場合には、独立役員として届出を行うことができると理解してよいでしょうか。

A . 届出を行うことはできます。ただし、「事前相談要件」は、東証において企業行動規範に違反している状態にあるか否かを認定する際の判断基準であり、実際の届出にあたっては、「一般株主と利益相反が生ずるおそれがない者」（上場規程第436条の2第1項）であることを上場会社において実質的に判断する必要があります（事前相談要件に該当しない場合でも、上場会社における実質的な判断の結果、一般株主と利益相反が生ずるおそれがあると上場会社が判断した場合には、独立役員として届出を行うことはできません。）。

なお、コーポレート・ガバナンス報告書における開示加重要件（施行規則第211条第4項第5号に掲げる事由をいいます。以下同じ。）に該当する場合には、独立役員届出書においても、そうした要件に該当するような関係を有するにもかかわらず、独立役員として届出を行うことについて、客観的かつ合理的な説明の記載が必要となります（独立役員届出書に記載された理由が適切なものでないと認められる場合には、当該届出書の再提出を求める場合があるので留意が必要です。）。

Q . 社外取締役、社外監査役の複数の者が独立役員の要件を充たしている場合に、すべての者について届出を行う必要があるでしょうか。

A . すべての者について届出を行う必要はなく、上場会社において1名のみの届出を行うのか、複数の者の届出を行うのかを判断することで差し支えありません。

一般論としては、独立した社外役員が複数存在することを望ましいと考える機関投資家や議決権行使助言会社があることを踏まえて複数の届出を行う場合と、独立役員の要件を充たす社外役員のうち、上場会社が特に独立性が高いと考える者1名を代表として届出を行う場合のいずれもありえますが、いずれの場合についても、コーポレート・ガバナンス報告書において「独立役員の確保の状況」を開示する際に、上場会社としての対応方針をあわせて記載するなどして、株主・投資者に対する十分な説明を行うことが考えられます。

Q . 独立役員の届出に際して、どのような社内手続きを実施する必要があるでしょうか。

A . 特段、社内手続きの実施を求めてはいませんので、上場会社各社における社内権限の分配に基づいて、適切な社内手続きを実施してください。

一般論として、これまでに東証に寄せられた事前相談において個別に聞き取りを行ったところでは、取締役会への付議を予定している場合とそうでない場合の双方が存在しています。

なお、独立役員として届出の対象となる社外取締役又は社外監査役本人がその旨を十分に認識しないままに届出の対象となることは本制度の趣旨に鑑みて適切でないと考えられるため、少なくとも、本人の同意や「独立役員届出書」に記載された内容の確認等に関する手続きを行う必要があります（これらの同意・確認手続きの実施状況については、「独立役員届出書」の記載項目となっていますので留意が必要です）。

Q . 「独立役員届出書」の末尾において同意の有無の記載欄がありますが、同意は書面によって行わなければならないのでしょうか。

A . 特に形式の定めはなく、書面によることを必須とはしていませんので、適宜、各社において判断してください。

Q . 事前相談はどのように行えばよいのでしょうか。

A . 原則として、独立役員届出書のドラフトをご作成の上、東証上場部の担当者まで連絡してください。

なお、事前相談要件に該当する場合には、通常、東証としては、「一般株主との利益相反が生ずるおそれがある」明らかな利害関係を有しているものと判断することとなります。

Q . 規則違反の場合に適用される「実効性確保手段」とは、どのようなものがあるのでしょうか。

A . 独立役員の確保義務等を含む企業行動規範の「遵守すべき事項」（上場規程第4章第4節第1款）に違反した場合の実効性確保手段としては、上場規程第501条以下に規定されている公表措置（同508条）、改善報告書（同第502条）、上場契約違約金（同第509条）、特設注意市場銘柄（同第501条）が制度上、想定されています。

Q . 独立役員を1名だけ指定している場合に、その独立役員が急病等のやむを得ない事情で退任し、独立役員が不在となった場合、直ちに実効性確保手段が適用されるのでしょうか。

A . 実効性確保手段の適用の要否については、独立役員が不在となった事情や、今後の方針等を総合的に勘案し、ケースバイケースの判断を行うこととなります。

基本的には、独立役員が不在となった理由が急病等のやむを得ない事情であれば、一時的に独立役員が不在となることをもって直ちに公表措置等を行うという判断にはならないと考えられます。

Q . 「主要な取引先」の判断は、会社法に準じて単体基準で考えることでよいのでしょうか。

A . 「事前相談要件」や「開示加重要件」の該当有無に係る判断は、上場会社単体で考えることで差し支えありません。

なお、独立役員には、一般株主と利益相反の生じるおそれがない者を指定する必要があり、「事前相談要件」や「開示加重要件」に該当しているか否かにかかわらず、上場会社においては、届出に際して実質的な判断が求められていることに留意が必要です。

例えば、上場会社が持株会社形態であるような場合において、社外取締役・社外監査役が重要な事業子会社の「主要な取引先」の業務執行者であるような場合においては、その者を独立役員として届け出ようとする際に、「事前相談要件」にも「開示加重要件」にも該当しないことが想定されますが、その者が実際に一般株主と利益相反の生じるおそれがない者に該当するのか、独立性があることを株主・投資者に対して説得的に説明できるのかといった点については、別個の検討が必要になります。

Q . 「事前相談要件」の「最近において」の判断は、届出の対象となる社外取締役・社外監査役の就任時（選任議案が株主総会において承認されたとき）を基準とすることになるのか、それとも届出時を基準とすることになるのか。

A . 届出時を基準とすることになります。

したがって、株主総会における選任議案の承認の直前に「主要な取引先」の業務執行者でなくなったような場合でも、「独立役員届出書」の提出時には、既に社外取締役・社外監査役に就任してから数年が経過しているような場合には、「事前相談要件」には該当せず、原則として、企業行動規範に違反している状態を認定する対象ともなりません。

Q . 独立役員届出書に、「独立役員の属性等」という「a 1」から「e 2」までのチェック欄があるが、チェックをするかどうかの判断は、独立役員届出書のフォーマット上に記載されている文言だけを見て判断すればよいのでしょうか。

A . 独立役員届出書に記載している a 1～e 2 のチェック欄の文言は、施行規則第 2 1 1 条第 4 項第 5 号等や上場管理等に関するガイドラインⅢ 5（3）の 2 の文言を省略して記載しているものであり、正確な記載ではありません。

チェックを付すかどうかの判断にあたっては、独立役員届出書上の文言だけを見るのではなく、施行規則第 2 1 1 条第 4 項第 5 号等の文言を確認し、それらの要件への該当性を確認する必要があります。

Q . 独立役員として指定する者の出身元がメインバンクであれば、借入れ等の取引関係が少ない場合でも、必ず「主要な取引先」として扱い、独立役員届出書のチェック欄の「b 2」にチェックをしなければならないのでしょうか。

A . 施行規則第 2 1 1 条第 4 項第 5 号 b 等に定める「主要な取引先」に該当するかどうかについては、会社法施行規則第 2 条第 3 項第 1 9 号ロに掲げる「当該株式会社の主要な取引先である者（法人以外の団体を含む。）」に準じて上場会社が判断するものとしており、「主要な取引先」に該当する典型的なケースとしては、メインバンクなどが考えられる旨をご案内しているところですが、メインバンクに該当する銀行であれば必ず「主要な取引先」に該当するというわけではありません。メインバンクであっても、借入れ等の取引自体が僅少である場合など、「主要な取引先」に該当しないケースはあり得るものと考えられます。

上場会社が、社内の基準に基づいて、当該金融機関が「主要な取引先」には当たらないと判断した場合には、独立役員届出書のチェック欄の「b 2」へのチェックも不要であるということに

なります。ただし、役員選任議案に係る株主総会参考書類等の記載事項と取扱いの齟齬の無いように（例えば、株主総会参考書類では「主要な取引先」として取り扱われているにもかかわらず、独立役員届出書では「主要な取引先」とされていないということの無いように）、留意が必要です。

Q . 独立役員として指定する者が顧問弁護士であれば、特別に高額な顧問料を支払っているわけではない場合でも、必ず「多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家」として扱い、独立役員届出書のチェック欄の「c」にチェックをしなければならないのでしょうか。

A . 施行規則第211条第4項第5号c等に定める「当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家」に該当するかどうかについては、会社法施行規則第74条第4項第6号ロ又は同第76条第4項第6号ロの「多額の金銭その他の財産（これらの者の取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに類する者としての報酬等を除く。）」に準じて上場会社が判断する旨をご案内しているところですが、顧問弁護士であれば必ず「多額の金銭その他の財産を得ている」者に該当するというわけではありません。

上場会社が、社内の基準に基づいて、当該顧問弁護士へ支払っている顧問料が「多額」には当たらないと判断した場合には、独立役員届出書のチェック欄の「c」へのチェックも不要であるということになります。ただし、株主総会参考書類等の記載事項と取扱いの齟齬の無いように、留意が必要です。

Q . 過去に親会社の業務執行者であった者を独立役員として指定しようと考えています。その場合の独立役員届出書の「独立役員の指定理由等」欄の記載は、以下のようなものでよいでしょうか。

「●●氏は、当社の親会社である◆◆◆株式会社の業務執行者であったが、現在は既に親会社を退職し○年が経過しており、専門的知識と豊富な経験に基づいて大所高所からの適切な助言をしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと考えられるため、独立役員として指定します。」

A . このような記載では、過去に親会社の業務執行者であったという関係があることを踏まえてもなお独立役員として指定する理由の記載としては不十分であると考えられます。

当該者が一般株主と利益相反の生ずるおそれのない者であるということ、すなわち、出身元の親会社から著しい影響を受けるおそれがないということを客観的に説明できる根拠を記載する必要があります。仮に、客観的な根拠から独立性があることの説明をすることができない場合には、当該者を独立役員として指定すること自体に無理があると言わざるを得ません。

※ 「専門的知識」「豊富な経験」といった当該者の資質に関する説明や、「大所高所からの適切な助言をしており」といった当該者の行動に関する説明では、当該者を社外役員として選任している理由にはなりません。当該者の外観上の独立性が確保されていることの説明にはならないと考えられます。

※ また、親会社を退職後も、同じグループの会社に在籍しており、親会社のコントロールの下にあり続けるというケースも考えられるため、退職後一定の年数が経過しているという事実だけでは、出身元である親会社の影響を受けない人物であることの説明としては不十分であると考えられます。

Q . 「主要な取引先」に該当する金融機関の出身者を独立役員として指定しようと考えています。その場合の独立役員届出書の「独立役員の指定理由等」欄の記載は、以下のようなものでよいでしょうか。

「●●氏は、当社の主要な取引先である○△□銀行の業務執行者であったが、現在は同行を退職し◆年が経過しており、金融機関における豊富な経験を活かして当社の監査に携わっており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと考えられるため、独立役員として指定します。」

A . このような記載では、過去に主要な取引先である金融機関の業務執行者であったという関係があることを踏まえてもなお独立役員として指定する理由の記載としては不十分であると考えられます。

当該者が一般株主と利益相反の生ずるおそれのない者であるということ、すなわち、当該者が出身元の主要な取引先から影響を受けるおそれがないということや、主要な取引先と上場会社との関係（取引依存度等）から、影響を受けるおそれがないということを客観的に説明できる根拠を記載する必要があります。仮に、客観的な根拠から独立性があることの説明をすることができない場合には、当該者を独立役員として指定すること自体に無理があると言わざるを得ません。

※ 「金融機関における豊富な経験を活かして」といった当該者の資質や行動に関する説明では、当該者を社外役員として選任している理由にはなりません。当該者の外観上の独立性が確保されていることの説明にはならないと考えられます。

※ また、主要な取引先である金融機関を退職後も、出身元である金融機関の影響を受け続けていることはあり得るため、一定の年数が経過しているという事実だけでは、影響を受けない人物であることの説明としては不十分であると考えられます。

Q . 独立役員届出書の「独立役員の指定理由等」は、開示加重要件に該当していない場合についても記載が必要となるのでしょうか。

A . 必要となります。上場会社が、独立役員として指定しようとする者については、「一般株主との利益相反が生ずるおそれがない」ことについて、上場会社として判断した根拠を記載してください（一般論として言えば、「一般株主との利益相反が生ずるような利害関係を一切有していない」ことを事実に基づいてご説明いただくことが考えられます。）。

Q . 「独立役員届出書」の様式中の「独立役員の指定理由等」の記載欄が不足する場合には、どのように対応すべきでしょうか。

A . 「独立役員の指定理由等」の欄については、Excel ファイル上、入力欄の大きさを変えられない仕様となっているため、入力したすべての文字が表示されないことがあります。東証においては入力されたデータとしての確認、集計を行うため、すべての文字が表示されていなくても、問題はありませぬ。